

各 位

日本証券業協会

**新規上場会社等又は会社分割・株式分配により分割承継法人・完全子法人を
上場させる非上場会社の資本異動に係る情報等の提供方御依頼について**

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

御高承のとおり、上場株式等の譲渡益や配当課税における個人株主の申告・納税手続きを簡素化するために特定口座制度が設けられていますが、租税特別措置法の規定に基づき、上場前から保有する貴社株式や貴社の会社分割・株式分配により貴社株主が新たに交付を受ける上場株式等（以下「貴社株式等」といいます。）についても一定の要件のもと特定口座への受入れが認められています。

貴社の株主が貴社株式等について特定口座への受入れを行う場合には、下記のとおり、貴社の資本異動に係る情報につき、証券会社が把握することが必要となりますことから、下記の記載要領の「情報」欄に記載された情報を、上場承認後遅滞なく、別添にて日本証券業協会（以下「本協会」といいます。）宛に御提供くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

本協会におきましては、貴社の株主等が口座を開設する証券会社から、資本異動に係る情報の提供依頼を受けた後に、当該情報を当該証券会社に提供いたします。

なお、特定口座への受入れは、「居住者又は恒久的施設を有する非居住者」である個人のみが対象となるため、対象者がいない場合は情報の御提供は不要となります。

記

1. 上場株式等以外の株式等で、その株式等の上場等の日の前日においてその者が有する当該株式等と同一銘柄の株式等のすべてを受け入れるもの

貴社が東京証券取引所の市場に新規上場するに当たり（他市場に上場している場合を除く。以下同じ。）、貴社株主が貴社株式を証券会社の特定口座に受け入れる際、貴社株式を取得した時から上場等の日までの間に、貴社に株式分割又は合併等（以下、「株式分割等」といいます。）の資本異動があった場合には、貴社株主が保有する貴社株式の取得価額について、当該株式分割等の資本異動に応じた調整を行う必要があります。

※「1.」については、株式会社に限らず投資法人についても同様です。

2. 上場株式等以外の株式等を発行した法人の一定の分割によりその株主が取得する分割承継法人株式のすべてを受け入れるもの

貴社の行う会社分割により交付される株式（以下「分割交付株式」といいます。）の発行会社が東京証券取引所の市場に新規上場するに当たり、貴社株主が交付を受ける分割交付株式を証券会社の特定口座に受け入れる際、貴社株主が貴社株式を取得した時から分割交付株式の発行会社の上場等の日までの間に、貴社に株式分割等の資本異動があった場合には、分割交付株式の取得価額について、当該株式分割等の資本異動に応じた調整を行う必要があります。

3. 上場株式等以外の株式等を発行した法人の行う一定の株式分配により交付を受ける完全子法人株式のすべてを受け入れるもの

貴社の行う株式分配により交付される株式（以下「分配交付株式」といいます。）の発行会社が東京証券取引所の市場に新規上場するに当たり、貴社株主が交付を受ける分配交付株式を証券会社の特定口座に受け入れる際、当該株主が貴社株式を取得した時から分配交付株式の発行会社の上場等の日までの間に、貴社に株式分割等の資本異動があった場合には、分配交付株式の取得価額について、当該株式分割等の資本異動に応じた調整を行う必要があります。

【提供いただきたい貴社の資本異動の事由・情報】

	資本異動の事由	情 報
1	株式の分割	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の分割が行われた日 ・株式の分割割合
2	株式の併合	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の併合が行われた日 ・株式の併合割合
3	株主有償割当増資	<ul style="list-style-type: none"> ・株主有償割当増資があった日 ・1株当たりの払込金額
4	株式無償割当て	<ul style="list-style-type: none"> ・株式無償割当てがあった日 ・1株につき割当られた株式数
5	合併（吸収合併又は新設合併）	<ul style="list-style-type: none"> ・合併があった日 ・合併が吸収合併か新設合併かの別 ・合併により御社の法人名が変更された場合には変更前の法人名、変更のない場合にはその旨 ・合併の相手方の法人名 ・合併により旧株1株当たりに交付される株式数 ・合併により交付される株式以外の金銭又はその他の資産の交付の有無

	資本異動の事由	情 報
		<ul style="list-style-type: none"> ・合併により所得税法第 25 条第 1 項第 1 号のみなし配当の交付の有無 ・上記みなし配当があった場合には、1 株当たりのみなし配当の金額
6	分割型分割	<ul style="list-style-type: none"> ・分割型分割があった日 ・分割型分割により御社の法人名に変更があった場合には変更前の法人名、変更のない場合にはその旨 ・分割型分割の相手方の法人名 ・分割型分割により旧株 1 株当たり交付される株式数 ・純資産移転割合¹ ・分割型分割により交付される新株以外の金銭又はその他の資産の交付の有無 ・分割型分割により所得税法第 25 条第 1 項第 2 号のみなし配当の交付の有無 ・上記みなし配当があった場合には、1 株当たりのみなし配当の金額
7	株式分配	<ul style="list-style-type: none"> ・株式分配があった日 ・株式分配により旧株 1 株当たり交付される株式数 ・分配資産割合² ・株式分配により交付される新株以外の金銭又はその他の資産の交付の有無 ・株式分配により交付される所得税法第 25 条第 1 項第 3 号のみなし配当の有無 ・上記みなし配当があった場合には、1 株当たりのみなし配当の金額
8	株式交換	<ul style="list-style-type: none"> ・株式交換があった日 ・株式交換により御社の法人名に変更があった場合には変更前の法人名、変更がなかった場合にはその旨 ・株式交換の相手方の法人名 ・株式交換により旧株 1 株当たり交付される株式数
9	株式移転	<ul style="list-style-type: none"> ・株式移転があった日 ・株式移転により御社の法人名に変更があった場合には変更前の法人名、変更がなかった場合にはその旨

¹ 所得税法施行令第 61 条第 2 項第 2 号に規定する割合をいう。

² 所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合をいう。

	資本異動の事由	情 報
		<ul style="list-style-type: none"> ・株式移転の相手方の法人名 ・株式移転により旧株 1 株当たり交付される株式数
1 0	資本の払戻し等（資本剰余金の配当）	<ul style="list-style-type: none"> ・資本の払戻し等があった日 ・純資産減少割合
1 1	取得請求権付株式の請求権の行使	<ul style="list-style-type: none"> ・請求権の行使期間 ・取得請求権付株式 1 株当たり交付された株式数 ・所得税法 57 条の 4 第 3 項の適用の有無
1 2	取得条項付株式の取得事由の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・取得事由の発生日 ・取得条項付株式 1 株当たり交付された株式数及び新株予約権の交付の有無 ・所得税法 57 条の 4 第 3 項の適用の有無
1 3	全部取得条項付種類株式の取得決議	<ul style="list-style-type: none"> ・取得決議の日 ・取得条項付株式 1 株当たり交付された株式数及び新株予約権の交付の有無 ・所得税法 57 条の 4 第 3 項の適用の有無
1 4	取得条項付新株予約権の取得事由の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・取得事由の発生日 ・取得条項付新株予約権 1 個当たり交付された株式数 ・所得税法 57 条の 4 第 3 項の適用の有無
1 5	取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・取得事由の発生日 ・新株予約権 1 個当たり交付された株式数 ・所得税法 57 条の 4 第 3 項の適用の有無
1 6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の算出に必要な情報がある場合には、当該情報

※ 投資法人の場合には、上記の資本異動の事由及び情報欄の記載については、適宜、読み替えていただきますようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先：
 日本証券業協会 政策本部 企画部 証券税制室（TEL：03-6665-6761）

以 上